

## ◆目次◆

1. 新型コロナ関連の参考情報
2. 役員等賠償責任保険契約締結等の理事会の決議について (厚労省)
3. 役員・評議員の改選に向けた社会福祉法人運営の注意点 (東京都)
4. 押印の廃止について (厚労省)

**1. 新型コロナ関連の参考情報**

本会ホームページ「社会福祉法人の経営力強化」に、新型コロナ関連情報の参考情報をとりまとめて掲載しています。ご利用ください。

1. 補助金・助成金、2. 融資、3. 感染防止策、4. 事業継続計画、5. PCR検査、6. 東社協の情報

**参照** 東社協 経営力強化 <https://www.tcsw.tvac.or.jp/keieiryoku/index.html>

**2. 役員等賠償責任保険契約締結等の理事会の決議について**

厚生労働省より2月4日付で【局長通知】「会社法の一部を改正する法律及び会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う消費生活協同組合法関連規定及び社会福祉法関連規定の改正について（通知）」が発出されました。

○令和3年3月1日以降、「補償契約」（\*1）及び「役員等賠償責任保険契約」（D&O 保険）（\*2）の内容の決定にあたっては、「理事会の決議」が必要となる。

○「補償契約」に基づく補償をした理事及び補償を受けた理事は、遅滞なく、補償についての重要な事実を理事会に報告しなければならない。

○平成29年の社会福祉法人制度改革以降、各種保険会社と「役員等賠償責任保険契約」（D&O 保険）を締結している法人においては、令和3年3月1日よりの前の契約は、「理事会の決議」が不要であるが、令和3年3月1日以降の新たな契約や、中途加入、保険期間中の総支払限度額の変更等、内容の変更を伴う場合等の保険内容の更新には、「理事会の決議」が必要となる。

（\*1）補償契約（改正社会福祉法第45条の22の2関係）・・・役員等の責任を追及する訴えが提起された場合等に、社会福祉法人が費用や賠償金を補償する契約。

（\*2）「役員等賠償責任保険契約」（改正社会福祉法第45条の22の2関係）・・・法人が、保険者との間で締結する保険契約のうち役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を保険者が填補することを約するものであって、役員等を被保険者とするものをいい、主として、役員等賠償責任保険（「D&O 保険」）がこれに該当する。

**参照** 東社協 経営力強化 1. 社会福祉法人制度改革関係法令・通知  
<https://www.tcsw.tvac.or.jp/keieiryoku/horei.html>

**3. 社会福祉法人運営の注意点**

役員・評議員の改選に向けて、令和3年2月「社会福祉法人運営の注意点～理事会・評議員会の開催、役

員改選、報酬篇～」が東京都より出ています。

#### 定時評議員会での役員等の一斉改選までの流れ 《 考え方・注意点 》 ※抜粋

- (1) 現在の理事、監事、評議員の任期は、定時評議員会の終結時まで→定時評議員会までは、現在の理事、監事、評議員で行う。
- (2) 新評議員を切れ目なく選任する観点から、評議員選任解任委員会は、①定時評議員会と同日か、②定時評議員会より前(※)に行うことが望ましい。  
※3月末までに決議した場合、評議員の任期が通常よりも1年短くなるため、4月以降に行うことが望ましい。
- (3) 選任決議は、1名ずつ別個に行う必要があります。

なお、東京都社会福祉協議会では、間違いやすい点をチェック項目としてまとめ、実務の手順のわかる下記書籍を販売していますので、役員・評議員の改選に向けてご活用ください。

#### 『社会福祉法人のための規程集 ～役員会等運営の実務編』 (※フローチャート、規程・書式ワードデータつき)

(2020年9月2日 A4判/379頁 定価：4,000円+税)

◆注文は、電話・ホームページから◆ 東京都社会福祉協議会 図書係

TEL 03(3268)7185

東社協福祉の本：<https://www.tcsw.tvac.or.jp/php/contents/book.php>

参照 東社協 経営力強化 5. 東京都関係資料

役員・評議員の改選に向けた注意点(東京都) <https://www.tcsw.tvac.or.jp/keiiryoku/sheet.html>

#### 4. 押印の廃止について

「会計監査及び専門家による支援等について」の一部改正について(12月25日)が発出されました。法人の事務負担の軽減等を図る趣旨で行政へ提出する一部書類について、書類等の押印の見直しが行われ、監事監査報告書において監事の押印は不要となりました。※理事会・評議員会の議事録に係る押印については、引き続き、押印が必要です。

参照 東社協 経営力強化 1. 社会福祉法人制度改革関係法令・通知 「会計監査及び専門家による支援等について」の一部改正について <https://www.tcsw.tvac.or.jp/keiiryoku/horei.html>

(2) 令和3年4月から36協定届、1年単位の变形労働時間制に関する協定届への使用者の押印または署名は不要となり、記名のみで届け出ることができるようになります。

※就業規則届についても同じく使用者の記名のみで届け出ることができるようになります。就業規則を届け出の際の意見書についても労働者代表の記名のみで添付することができるようになります。

参照 改正内容や新しい「36協定届」の記載例はこちらから

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322\\_00041.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000148322_00041.html)

東京都社会福祉協議会 経営相談室 月曜～金曜(祝祭日、年末年始休)

\* 政府による「緊急事態宣言」解除を踏まえ、9時から17時に電話相談の相談時間を戻しました。

\* 本相談室へのご相談は、[fukushi-soudan@tcsw.tvac.or.jp](mailto:fukushi-soudan@tcsw.tvac.or.jp)にできるだけメールにてお送りください。